

平成 26 年 8 月 5 日

関係各位

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 貿易管理課

クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又は
ウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者に対する
資産凍結等の措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な
努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、

ークリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不
安定化に直接関与していると判断される者として我が国が指定する 40 個人及び 2 団体に対する外
国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく資産凍結等の措置(支払及び資本取引規制) 並びに
ークリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする全ての貨物に対する外為法に基づ
く輸入制限措置

を実施しました。つきましては、下記の事項に御留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

(詳細は貿易管理HP: http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/)

(1) 措置の内容

外務省告示(8月5日公布、別添参照)により指定される者に対する外為法に基づく(i)及び
(ii)の措置、並びにクリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする全ての貨
物に対する外為法に基づく(iii)の措置を8月5日から実施しました。

(i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸
付契約)等を許可制とする。

(iii) 輸入制限

ウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。)
からの全ての貨物の輸入を承認制とする。

※ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等の提出が
ある場合を除き、輸入承認は行いませんので注意してください。

(2) 支払及び資本取引規制の対象者

別添参照

(本件に関するお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 高見 牧人
担当者: 田村、熊野 TEL 03-3501-1511(内線 3241)